

「次期西東京市障害者基本計画及び西東京市障害福祉計画・西東京市障害児福祉計画」 の策定について

1. 計画の性質

(1) 本市における障害者支援の計画的取組

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成 23 年 7 月に改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

本市においても、平成 26 年 3 月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んできました。今年度で、「西東京市障害者基本計画」（平成 26 年度～令和 5 年度）の計画期間が終了します。

また、障害福祉サービス等については、平成 18 年度より 3 年を一期とする「障害福祉計画」（「障害児福祉計画」は、平成 30 年度より 3 年を一期とする。）により、その充実に努めてきました。今年度で、「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」の計画期間が終了します。

(2) 「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要

障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画のそれぞれの概要は以下のとおりです。

【各計画の概要】

障害者基本計画	障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス等の見込み量を定める計画
障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の見込み量を定める計画

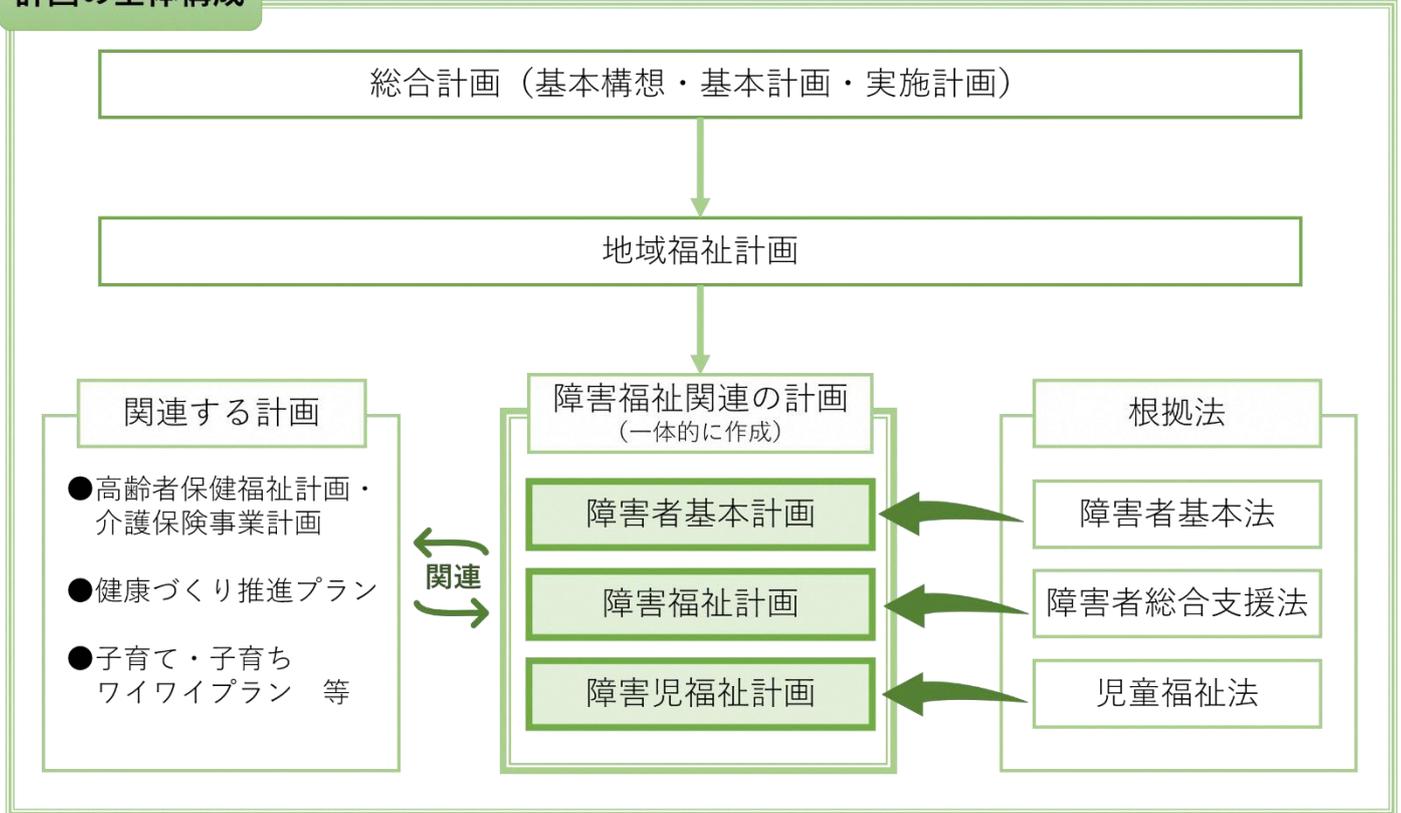
(1) で上述したように各計画の現行計画は、令和 5 年度までの計画期間となっています。昨年度実施した障害当事者へのアンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査を基に、現状の課題やニーズ等を把握しながら、今年度に令和 6 年度から開始する次期計画を一体的に策定します。

2. 計画の性質

(1) 「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の位置づけ・他計画との関係

- ① 「総合計画」・「地域福祉計画」における障害福祉分野の個別計画
- ② 「障害者基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に作成
- ③ 国の障害者基本計画、東京都障害者計画及び策定に係る国の基本指針等を踏まえ作成

計画の全体構成



(2) 「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間

次期計画策定においては、障害者基本計画は10年間、障害福祉計画・障害児福祉計画は3年間の計画を策定します。障害者基本計画は令和10年度に中間見直しを実施します。

- ① 「障害者基本計画」：令和6年度～令和15年度（10年間）
- ② 「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」：令和6年度～令和8年度（3年間）

【計画策定スケジュール】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
[2014]	[2015]	[2016]	[2017]	[2018]	[2019]	[2020]	[2021]	[2022]	[2023]	[2024]	[2025]	[2026]	[2027]	[2028]	[2029]	[2030]	[2031]	[2032]	[2033]
障害福祉計画																			
(第3期) H24~	(第4期)	(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第8期)	(第9期)	(第10期)												
										→ 「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を一体的に作成									
障害児福祉計画																			
					(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)	(第5期)	(第6期)									
障害者基本計画																			
(現行計画 前期)					(現行計画 後期)					(次期計画 前期)					(次期計画 後期)				
										中間見直し									
										中間見直し									